

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害者に対する虐待の防止・早期発見」に向けた取組の徹底について（通知）

障害福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）については、平成24年10月1日に施行され、早8年が経過したところです。このたび、厚生労働省により障害者虐待防止マニュアルが改訂されましたので、通知いたします。

ついては、貴法人におかれましても、同マニュアルを活用いただくととともに、障がい者虐待への取組みにあたっては、法律等の趣旨及びその内容のほか①管理職・職員の研修、資質向上、②個別支援の推進、③開かれた組織運営の推進、④実効性のある苦情処理体制の構築などに一層努め、引き続き、障がい者（児）虐待の未然防止に取り組まれるようお願いいたします。

記

○障害者虐待防止マニュアル（令和2年10月改訂）

「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

○掲載ホームページアドレス

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuchi.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuchi.html)

※主な改訂のポイントは厚生労働省の事務連絡別紙をご確認ください。

所属	障害福祉課 地域生活支援係		
係長	堀部	担当	桐山
電話	058-272-1111 内2619		
FAX	058-278-2643		
E-mail	kiryama-nami@pref.gifu.lg.jp		